

虐待防止のための指針

公益財団法人神経研究所附属 晴和病院

I 法人における虐待防止に関する基本的な考え方

患者に対する虐待は、患者の尊厳を害するものであり、人権を侵害する行為であるとの認識のもと、患者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、虐待を未然に防ぐ努力を怠らず、また早期発見・早期対応に努め、再発防止のための検証を行う。そのため本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたる。

II 虐待の定義

1. 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

(障害者虐待防止法第2条第7項第1号)

2. 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

(障害者虐待防止法第2条第7項第2号)

3. 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(障害者虐待防止法第2条第7項第3号)

4. 放棄・放置（ネグレクト）

精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること

(精神保健福祉法第40条の3第1項第2号)

5. 経済的虐待

精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること

(障害者虐待防止法第2条第7項第5号)

III 虐待防止委員会に関する事項

1. 設置及び開催

虐待防止委員会を設置し、虐待防止を目指すための取り組みの確認・改善を検討する。委員会は毎月1回（行動制限最小化委員会と合わせて）を基本として、その他必要に応じて招集する。委員会の詳細は「晴和病院 虐待防止委員会規定」に記す。

2. 委員の責務

虐待のない法人運営に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームによる支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。虐待防止委員会は患者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的、適宜、委員会を開催して虐待の防止に努めることをその責務とする。

IV 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、虐待防止と人権擁護に関する正しい認識を教育する機会を設ける。虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた虐待防止対策の徹底を行う。

1. 全職員を対象として、年間研修計画に沿って、虐待防止研修を必ず実施する。
2. その他必要と認めた場合は随時実施する。

V 虐待発生時の対応に関する基本方針

1. 虐待等が発生した場合は、速やかに東京都福祉局に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。併せて虐待防止責任者に報告する。また虐待者の役職位等の如可を問わず、厳正に対処する。
2. 緊急性の高い事案の場合は、都及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
3. 通報者の秘密保持についても十分留意し、慎重な対応を行う。

VI 虐待等が発生した場合の相談報告体制

1. 職員等が他の職員による患者のへの虐待と思われる対応を発見した場合、速やかに東京都福祉局に通報する。併せて上席者（管理者）、虐待防止責任者に報告する。
2. 虐待が疑われる事案が確認された場合、当該患者の安全確保を最優先する。
3. 虐待防止責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待と思われる対応を行った当該職員に事実確認を行う。虐待者が虐待防止責任者の場合は、他の上席者が虐待防止責任者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
4. 患者家族、身元引受人等に連絡、報告をする。また行政が行う調査への協力を行う。
5. 【行政による調査の結果、虐待と判断された場合】患者、患者家族、身元引受人等に報告、説明し謝罪、改善に向けての対応に関する説明を行う。
6. 事実確認を行った内容や、虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事象がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知させる。

7. 【行政による調査の結果、虐待ではないと判断された場合】患者、患者家族、身元引受人等に報告、説明し、結果と今後の取り組みについての説明を行う。
8. 虐待防止体制の見直し、支援内容・支援計画の見直しを行い、改めて通報があった事実を真摯に受け止め、虐待防止とよりよい支援について取り組む。

VII 患者等に対する当指針の閲覧に関する基本方針

当指針は求めに応じていつでも病院内で閲覧できるようにする。またホームページに掲載し、患者、患者家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

VIII その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

権利擁護及び障害者虐待防止等のため、内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、患者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図っていく。

付則

この指針は 2025 年 4 月 1 日から施行する